

受理番号 第 49 号

受理日 平成29年11月24日

国土建第 2 6 5 号

平成29年11月20日

(一社) 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

公共工事の適切かつ円滑な執行を図るためには、施工時期等の平準化の推進が重要であり、平成29年度当初予算では、いわゆるゼロ国債の設定が措置されているところである。

建設業においては、特に年度末に資金需要が増大し、資金繰りに支障を来す場合も想定されることから、建設企業の資金調達の円滑化を図ることにより、事業の適切かつ円滑な執行を後押しすることが求められている。

こうした状況にかんがみ、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すため、今般、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が国土交通大臣の承認を受けて、別紙のとおり金融保証を行うこととしたところであるので、貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしく願います。